

佐野市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

計画期間：平成30(2018)年度から平成32(2020)年度

■問合せ＝いきいき高齢課 ☎(20)3021 介護保険課 ☎(20)3022

計画の基本理念

「第2次佐野市総合計画」で定めた「健やかで元気に暮らせるまちづくり」を基本理念とし、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケア」の実現を目指します。

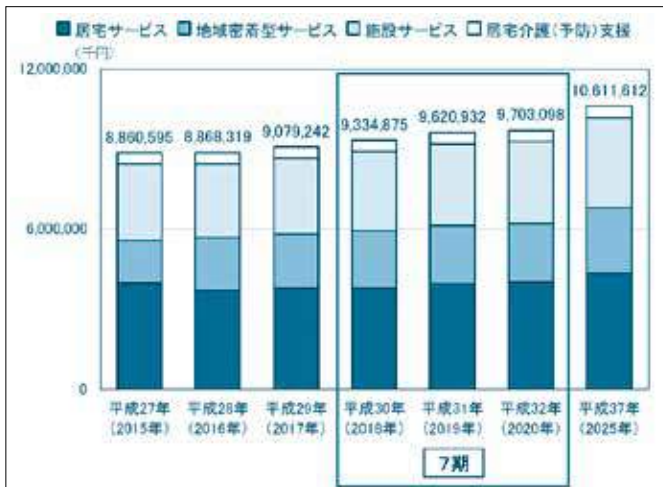
高齢者を取り巻く現状

今後も高齢化が進み、平成32年(2020年)には高齢化率は30.5%、要支援・要介護認定者数は6,608人、介護サービス給付費は約97億円となる見込みです。

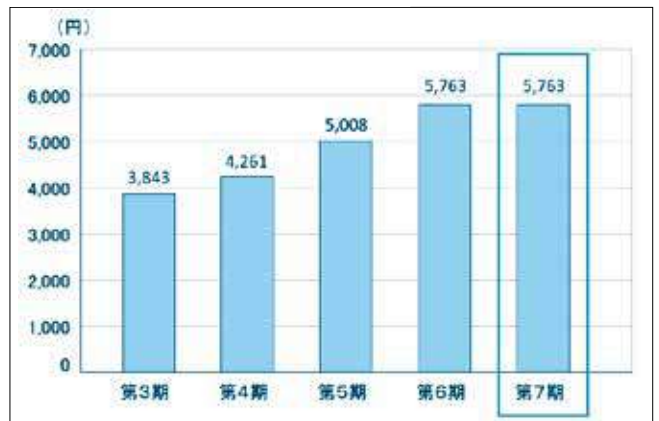
一方で、要介護(支援)認定率は、前回の第6期当初に18.5%を記録しましたが、大きな伸びはなく、ほぼ横ばいで推移しています。

要介護認定者数や給付の推計をもとに、第7期期間の保険料の基準額(月額)を、5,763円と算定しました。

介護サービス別給付費の推移



保険料(基準額)の推移



総人口・高齢者人口・高齢化率・認定者数・認定率の推移



高齢者保健福祉計画

基本理念

暮らせるまちづくり
健やかで元気に

基本目標と取組

- 健康づくりと介護予防の推進
 - 健康相談や各種健康診査を実施します。
 - 介護予防教室を開催するとともに、介護予防を目的とした住民主体の通いの場等の活動の育成・支援を行います。
- 社会参加・生きがいづくりの推進
 - 高齢者福祉センターや生きがい工房を運営し、趣味・学習活動の場を提供します。
 - 老人クラブ、ふれあいサロン、シルバー人材センターを支援し、高齢者の社会参加を促します。
- 地域包括ケアの推進
 - 保健・医療・福祉などの関係機関との連携により、地域全体で高齢者を支えます。
 - 高齢者福祉タクシー券給付事業などの各種事業により在宅生活を支援します。
- 高齢者の尊厳を保つ介護サービスの推進
 - 認知症に対する啓発を行い、地域で認知症の方を支える体制づくりを進めます。
 - 介護サービスを充実させるとともに、介護をしている家族を支援します。



地域包括支援センター

地域包括支援センター	担当日常生活圏域
さの社協（佐野市総合福祉センター内） 大橋町3212-27 ☎22-8129	佐野・堀米・旗川・吾妻
佐野市医師会（佐野医師会病院内） 植上町1677 ☎20-2011	植野・界・犬伏
佐野市民病院（佐野市民病院内） 田沼町1832-1 ☎62-8281	赤見・田沼・田沼南部・栃本・田沼北部・ 三好・野上・戸奈良・新合・飛駒
くずう（葛生あくと保健センター内） あくと町3084 ☎84-3111	葛生・常盤・氷室



※平成30年度中に地域包括支援センターを現在の4箇所から5箇所に増設する予定です。地域包括支援センターが5箇所に増設された際には、担当日常生活圏域が変わる地区もあります

第7期期間中の保険料

第7期の保険料は介護給付費準備基金を活用し、保険料の上昇を抑え、第6期と同額の基準額5,763円（月額）に設定しました。

佐野市で必要な介護サービスの総費用 \times 65歳以上の方の負担分 23% \div 佐野市の65歳以上の方的人数 = 保険料基準額（月額） 5,763円

基準額をもとに所得等に応じて12段階の保険料となります。

所得段階	対象となる方	月額保険料
第1段階	生活保護を受けている方、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	2,305円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	3,746円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	4,034円
第4段階	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税の方がいて、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	5,187円
第5段階（基準額）	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税の方がいて、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	5,763円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	7,204円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	7,780円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	9,509円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上350万円未満の方	10,373円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	10,950円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	11,814円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	12,679円

施設整備

第7期期間中に広域型特別養護老人ホームを94床整備します。

	平成29年度末	平成32年度末目標量
広域型特別養護老人ホーム	468床	562床

